

〔史料紹介〕

## 尾張藩山方同心家に伝来した「赤子物語」について

大塚 英 二

愛知県史の史料調査の中で不思議な表題を持つ史料に遭遇した。「赤子物語」というタイトルの冊子である。当初はそうしたタイトルを持つ書籍の写しであろうと判断したが、『国書総目録』にもないことが判り、内容を読み取り、作者について考察することを試みた。小稿は、原文をそのまま紹介し、そのあと若干の考察を述べるものである。

なお、当該史料は愛知県春日井市の稲垣家に伝来したものである。中世より尾張瀬戸水野地方に居住していた豪族で、近世期から尾張藩御林奉行兼所付代官を歴任した水野権平家に臣従する形をとり、稲垣家は藩御林方（山方）同心として勤務した。同家は東春日井郡下大留村（現春日井市）に在住する、足輕身分としての山廻り役人であった。同家には約五六〇〇点の近世史料が残されたが、それによれば、稲垣氏は藩主の御狩場案内や御林管理に関わる業務を担う一方、農業経営も行っていたことが確認できる。もともと百姓としてあつた者が、水野氏との由緒によって「手代」のような形で採用されたものと理解する<sup>1)</sup>。

以下は翻刻文である。固有名詞以外、旧字表記は常用漢字に改め、適宜読点を施した。

〔表紙〕

（稲垣家文書1—87—2…：県史整理番号）

「赤子物語」一（縦帳）

赤子物語

某今度愚意に存付候趣各に相達、自今以後互に善に進ミ悪を改め精勤を尽す事、愚意の真実に存入候、某今年廿余年相勤候儀全く各の働故の事と此思、今生に報じがたく候、然りといへとも某ごときのもの先祖の積善により各の上（九）に居るといへとも、生質（シツシヤウ）不肖にして道に違ひ、各の心に背かん事を朝夕恐れ入候、自今某身の行ひ諸事大小によらず、少しも宜しからざる儀、又各存寄たる事遠慮なく其儘被申聞候様頼入候、若か様申候ハ、氣に当り可申杯と計ひ被申候儀有之候てハ却て不慎に存候、今度懇意之趣面々貴賤を不撰学問可致候、学問とハ別に替りたる儀無之候、人たる所の道にて候ハバ、朝夕第一に本心のありを磨（カ脱ミガ）く事候、当時学問いたし候者結句不学問の人より劣（オト）り候者有之候、此人皆書籍を取扱ひ文字しり古事を覚へ、人をあなどり己にほこり候助介と致、才智有上ニも文芸有之候得者、能人の様に見へ候得共、実意ハ仁義の心なく、或ハ詩文杯を作り、いたづらに日送るのミ、是一向慰（ナホキ）に致すまでにて候、愚意に存るハ右之儀ともにてハ無之候、人たる所之道にて生れたる者人道をしらず行ハず候てハ偏（キヤン）に禽獸の有様にて候、其修行の法ハ心身の工夫として心の邪正身に行ふ所の善悪是等の吟味いたし、本心の正しきを心身を治め家を治めて古への賢人君子にもおよび、又ハ其人の心懸次第に聖人にも至る道にて候、本心とハ産れたる時赤子の前生より持來る心が本心にて候、此本心に色々之道か出来て人一生の道筋となる、此道に数万の枝が出来る故、是ハ善道、是ハ悪道と一々吟味して身を行ふ事第一にて候、某今生にて各方上に居候得共、産れし時の本心各同席の本心にて候間、各存付の趣遠慮なく可被申聞候、忠孝の道ハ随分と我身を打込で真実を以仕へるなり、忠孝といへども両道ハなき事と存候、我身ハ不殘父母より譲り受け、又居食住の三ツハ主君より被下、妻子迄も命をつなぎ被下候へ者、一ツとして我物無之候、忠孝の道少しにても忘れ候者ハ人外と相心得、本心の同席相省（ウツ）き申候、惣して手代職杯ハ常々算筆を心懸候儀尤に候、其内名筆を好むハ入らぬ事に候、何様の事にて不飽倦（アグマツ）達者なるを好ミ候、其文面を取繕ひ書面を利発に認め候ても、本心なくして不吟味の書面無筆に劣り申候、我意（コ、ロバセ）を以善悪を正し旧例を吟味致すべし、然りといへとも其旧例に善悪有之ものならば、我本心の分明なるを以善悪を僉議して悪例を改め可被申候、其上にて我心意職天地にはびこりて其道理を明らかにして書頭すべし、人々持合せの本心といふハ誠に妙理の宝物なれば、仕へハ仕ふ程又光り出て、是が大黒の打出の小槌

ならんや、是ほど尊き槌を出さずして口先の猿利根計りにていたづらに日を送る輩ハ歎かハ敷事に候、数万の金銭持たるとも、死れハ皆人の物なり、我物とてハ更になし、百死百生といへとも、本心妙理の小槌ハ其身を離れぬ我物なるに、其槌を持たながら忠孝の道を忘れ悪道に迷ひ込で、猿利根計り言ちらし、御為タメごかしの心が本心妙理の小槌より出たる了簡に候半哉、甚だ水くさきおそろしき事に存候、此本心に貴賤の差別なき小槌に候へバ、此小槌ノ妙理をしらすして、何役を勤るとも、土人形も同じ事に候、人々善悪の道をしらぬ者ハ無之候得共、慳貪ケンドリケンヤン邪見の猿利根に化されて、危き道を行て身を失ひ、家を失ふものなれば、此心を片時も早く忘れて、赤子の心となりて、妙理の意を新にして正道を行ひ可被申候、慳貪邪見の心より人に悪まれそしられて、不忠不孝となり、譬ハ壹刃の悪ハ百貫目に頭れ、百貫めの善ハ壹分に頭れかねるものなれば、善ハ頭れすとも万物に心をうつし、天道の勤をたのしみとする時ハ、目に月花を見、耳に松風を聞心地して、自から善も頭れ福録備りて、名を後世に残し、是を忠孝の道といふなり、されば其も慳貪邪見の心を忘れ、再び赤子の心となり、意を新にして、各の心意職の行ひを聞て、妙理の小づちを磨き、忠孝の道を行ひ、子孫へも申鐘、名を後世に残すしにも可成哉と、はづかしくも懇意の存付を荒増書頭し候得ハ、各存付之趣遠慮なく逐一被中間候様頼入候、口先の御尤もごかしハ不慎に存る事に候

一身の上ハ衣服も同じ事なれば、錦・綾の類着たるも有、羽二重・縮緬着たるもあり、紬の類着たるも有、木綿・布着たるも有ハ、紬の類着たると思へハ、木綿着たる賤しき者を鼻の先にてあしらい度ものなり、大いなる心得違にて、木綿・布のつづれ着たる本心に尊きものあり、綾・錦を着たる本心に賤シキも有ハ、如何様なるつづれ着たる賤しき者も本心ハ同役と心得、随分とあわれみをかけ、本心の光明を照らすべし、光明か、やく時ハ自から諸人恐れ尊むものなり、然る時ハ賤しき諸人の曇りたる心までも我本心の光明を以助るを仏道にて阿弥陀仏の本願といふハ此心ならんや、能々工夫可有事

文政十三年寅六月

本史料は、およそ半紙判の大きさ（縦二五センチメートル・横一七センチメートル）で丁数八の、非常に薄い冊子である。文政十三年（一八二六）寅六月の年紀が入っているものの、作者を伝える署名はない。書体は御家流であるが、一般の地方行政文書的な崩しと仮名交じりではなく、多くの版本、例えば寺子屋のテキストのような崩し字に近く、仮名とルビが多用されている。当初、その様式が書籍の写しとの印象を抱かせたのだが、むしろ作者が読み手を意識して寺子屋の手本のように書いたとの感想を抱くに至った。一家の主や上役が家人や下役の者に対して残した文章として理解するのが妥当であると考えたのである。なぜなら、史料の冒頭で、自ら考えたことを書き残しておくことが意味のあることだと作者は述べており、更に先祖からの積善が自らをして「各」即ち同席の者の上に居らしめているとしているからである。つまり、上に立つ者の生き方を示そうとしているのである。

表題の「赤子」とは人間が生まれながらに持っている「本心」のことであり、中江藤樹の「赤子の心」<sup>(2)</sup>や石田梅岩に代表される石門心学<sup>(3)</sup>の思想に共通するものである。本史料の作者は人の性を善ととらえ、赤子の気持ちを失うことなく、学び、身を修め、人を見ることを説く。今は人の上に立つ自分であるが、生まれた時の本心は「同席」の者と変わることがないという。それゆえ、遠慮なく各自が気の付いたことを自分に対して発言してくれるよう述べる。こちらが気に障ることなど心配しないでくれと依頼している。どうやら、作者は自分の配下の者に対してものを言っているようである。その場合、どのような関係が考えられるであろうか。二つの場面設定が可能である。一つは、御林奉行水野氏が配下の山方同心たちに対して言葉をかけ、教育しているとするもの（その場合、この史料はその写しと考えられる）。二つは、稲垣氏が山同心Ⅱ案内役仲間内で相対的に出世して、その職務上の上下関係を背景に仲間言葉をかけているとするものである。稲垣氏の勤書<sup>(4)</sup>によると、その家系には非常に長期にわたって案内役の任にあった者があり、そうした人物が年少の案内見習い役の者に言葉をかけていたとも考えられる。そうした時に「同席」の者と自分を対比させた物言いをしていたとも考えられるのである。

そこで、本書の作者は水野氏か稲垣氏のいずれがふさわしいか検討を加える。『尾張藩藩士名寄』<sup>(5)</sup>を見ると、この時

期の水野氏は文化十年（一八一三）にその名を久四郎から同家の通名である権平に改めた人物であると特定できる。彼は文化四年に御目見を許され御林方御用見習となり、同七年（一八一〇）には父権平の隠居に伴い家督を相続して御林奉行に就任している。その後、文政十一年（一八二八）には勤務精励により鳴海代官次座兼務も仰せつけられている。しかし、天保二年（一八三一）年には配下の者が御用材請負業者から音物を受納したことで不取締の責任を取らされ、差し控えを命じられたのち御役御免となっている。そして、その後は役に就くことなく、天保十五年に亡くなっている。「赤子物語」に記された年紀は文政十三年（一八三〇）であり、彼が御林奉行に就任してちょうど二年となり、本文中の「廿余年相勤」と符合するのである。文章の格調の高さ、垣間見られる見識の深さから見て、御林奉行水野氏が作者にふさわしいように思われる。

一方、作者を山方同心稲垣氏と想定した場合はどうであろう。先の勤書を参照すると、案内役を長期に勤めた者で文政十三年（天保元年）時の関係者は当時六十六歳の孫左衛門であることが確認できる。彼は案内役見習いを含めると、同年で五二年間の勤務歴を誇る。ただし、史料中にあるような二十余年の在職という記述とは矛盾する。二十数年前に、役職の上で何らかの変化があったという記事はないのである。これにより、稲垣氏が作者の可能性はほとんどなくなった。更に、本文のような文章を山方同心がそもそも書けるのか考えたい。実は、同家文書中に典籍類は皆無なのである。山方同心が「武士」として学問をどれほど積んでいたか定かではないが、一般的な行政上の実務を担うだけの文筆能力は有していたと考えられるが、本書のような文章が執筆できたとは考えられないのである。以上から、本書は水野権平が配下の同心に対して示した人生訓的なものであったと理解してよいだろう。

さて、次に本史料の特徴をかいつまんで紹介しよう。自分という存在について作者（水野氏）は、その身は父母より譲り受け、「居食住」は主君から与えられ、妻子までも命をつなぎ止めていると理解する。結果として、自分のものというのとは一つとしていないのだという。ここには、親への孝と主への忠が語られ、その中でイエを預かりものとして継承していく自分を発見している。

配下の者たちの職務として手代職たる者は常々筆と算を心がけなければならぬとするが、一方で名筆である必要はないとする。どんなことでも努力を惜しまず実践し、本心即ち善悪を見極める心を持つて判断できることが重要であるという。取り繕つて書かれていても、本心のない不吟味の書面は無筆に劣るというのである。そこで問題となるのは前例であるが、旧例であつても悪例は存在するのであつて、本心がそれを「僉議」し悪例は改められるというのである。その上で、自分の「心意職<sup>議</sup>」を天地に動員して道理を明らかにして書き頭すのがよいとする。この心意職とは仏教用語で、衆生の精神的要素の総称を意味する。心・意・識それぞれも別個にこのことを意味するが、それらの語義や関係についての理解は多様である。一般に意は思量する側面、識は認識作用、心は認識とそこから生成される語相の総称とされる<sup>(6)</sup>。ここでは、精神的要素の総称としておそらく思慮分別全般をもつて判断するという解釈でよいだろう。

この人々が持ち合わせている本心はまさに宝物であり、やがて打ち出の小槌のような働きをしてくれるという。ところが、その小槌の働きを忘れ、口先ばかりに走ることは非常に嘆かわしいとする。どれだけ金銭を持つていたとしても、死んでしまえばそれは皆他人のものとなり、本来の我がものではない。それにくらべ、本心こそは我が身から離れることのない自分自身の持ち物である。この打ち出の小槌を知らず、忠孝の道から外れ「悪道」に迷い込み「猿利根」（目先の利害のことか）ばかり言い散らして、お為ごかしのころを持つのは、本心に叶う見ではない。非常に水臭く恐ろしい限りである。本心には貴賤の区別はないので、本心に照らした仕事ができなければ、どのような役を勤めていようと土人形と同じである。善悪の判断をすることはできても、欲深く邪な心に支配されると、危うい道を進んで、身を破滅させイエを失うものである。欲心と邪悪な心を捨て去り赤子の心となつて正道を進むことが求められるとする。

不忠不孝に陥ると、わずかな悪でも非常に大きく顕現し、逆に多く善を積んだとしてもほんの少ししか見られない。万物について配慮し、天道の決めたとおりに勤めをなして樂しめば、目には月や花が美しく見え、耳には松風が聞こえるような気持となる。そうすると、自然と善も頭れて幸福と財産が備わり、名を後世に残すことにもなる。これこ

そが忠孝の道である。すなわち、赤子の心が備わり、心意職のなすことに耳を傾ければ、先の打ち出の小槌に磨きがかかり、忠孝の道が実践でき、子孫にも継承され、後世に名を残すきっかけとなるのである。

奉行水野氏は自分なりの考えを概略示したのであり、これについてそれぞれが思っていることを遠慮なくぶつけてきてほしいとしている。口先だけで尤もだなどと言うのは不謹慎だとも言う。

そして、今まで記してきたことが前文となつて、第一条の文章が始まる構成なのであるが、これが不思議なことになら、年紀を入れ縦帳として作っているので、未完ではあるものの、この段階での水野の奉行として上に立つ者の心構えをまとめておいたものと理解できる。

その一条には、人々が身に着ける衣服のことが主に記されている。人には錦・紗綾や羽二重・縮緬、さらには紬の類を着る者もいる。一方で、木綿や麻を身に着ける者もいる。そこで、木綿や麻を着ているものを賤しい者として鼻の先であしらいたくもなるが、それは大きな心得違いであり、木綿や麻の継ぎはぎの着物を着ている者の中にも尊い意識を持つている者がいる。逆に綾錦を着けていても本心は賤しい者がいる。だから、どのようにみすばらしい者でも、気持ちには同じ役の者として考え、憐みをもって接し、心にある本当の気持ちを照らし出すようにしなさい。その光明が輝くときには、周囲の者は畏怖の念を持ち尊ぶだろう。そうすると、賤しい身分の者たちの曇っていた心までも光明をもって助けることとなり、これこそ仏の道であり、阿弥陀仏の本願というのはこの心なのである。よくよく工夫が必要である。以上のようにまとめている。

最後に、ここまでをまとめ、資料紹介を終えることにする。すなわち、旧山方同心稲垣家に伝存する「赤子物語」は、尾張藩山同心を束ねた御林奉行水野氏が自らの生き方と人生訓について書き上げたものを、配下の同心に与えたものと推測される。その内容は、人が生まれながらに持っている本心を成長させることの重要性を説くものである。近世後期の地域社会における旧土豪層、尾張藩平土層の者たちが有していた一般的な意識を示すものではないかと考える。

それは、中江藤樹や石田梅岩の思想的傾向に通じるところがあり、心学とのつながりを垣間見ることができるとも心学は中江藤樹を嚆矢とするといわれており、こうしたつながりの妥当性を示している。さらに、尾張藩初代藩主義直は儒学とともに心学もよく学んだとされるから、そうした影響も看過できないだろう。いずれにしろ、尾張藩の中下級武士たちと上層百姓との間では、一般的意識の面でこうした共通の要素があったことを確認しておきたい。

## 注

- (1) 『愛知県史』資料編17近世3の史料群解説の項「稲垣家文書」(同書九五九頁)を参照。なお、同文書は現在春日井市教育委員会の所蔵となっている。
- (2) 例えば、孫路易「中江藤樹の「太虚」」(岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要)第四五号、二〇一八)には、藤樹の言葉として「良知とは赤子孩提の時よりその親を愛敬する最初の一念を根本として善悪の分別是非を真実に弁しる徳性の知を云」という一節が紹介されている。この意味は、赤ん坊や幼い時からその親を敬愛する最初の気持ちが根本としてあって、善悪の分別、物事の是非を真実として正しく理解できる徳目の知を良知という、というものである。
- (3) 高野秀晴「手島堵庵による石門心学の創出」(『日本思想史学』三五号、二〇〇三)では、堵庵の著述を紹介して、志の低い人が本心(人が本来持っている心)を知ったとしても、それは赤子が出生したばかりの状態と同じであり、その本心は養育される必要があると、堵庵が述べていたとする。石門心学では本心が重視されるが、それは教育によってより次元の高いところに到達すると見られていたのであろう。
- (4) 「稲垣家文書目録」ナンバー114313の天保七年の「勤書」を参照。なお、この他にも、稲垣家文書中にはナンバー218218の寛政十年のものなど、勤書に類するものは多く見られる。それらを併せて考えると、稲垣孫兵衛が元禄三年に足軽となり、その後案内役として定着し、孫左衛門を名乗る代に至り、案内役を長期間勤めたことが示されている。
- (5) 「藩士名寄」(旧蓬左文庫所蔵史料)14014、「徳川林政史研究所HP」PDFファイル公開資料 [www.tokugawa.or.jp/institute/](http://www.tokugawa.or.jp/institute/)参照。
- (6) Web版『新纂 浄土宗大辞典』([jodoshuzensho.jp/dajiten/index](http://jodoshuzensho.jp/dajiten/index))参照。